

令和7年度 第1回 川崎市指定介護保険事業者 集団指導講習会

## 2 事故防止と事故発生時の対応



川崎市 健康福祉局 長寿社会部  
高齢者事業推進課 事業者指導係

# 介護事故の発生状況と 事業者の責務について



川崎市 健康福祉局 長寿社会部  
高齢者事業推進課 事業者指導係

# 介護事故の発生状況について(令和5年度)

転倒・転落: 2, 471件

異食・誤嚥・誤飲: 90件

誤薬・落薬・与薬漏れ: 948件

食中毒・感染症の発生: 123件

職員の法令違反・不祥事: 50件

医療処置関連(チューブ抜去等): 95件

その他: 625件

合計: 4, 402件

※令和5年度に提出された事故報告書の件数より算出

# 事業者の責務について

事故を防止し、事故発生時には適切な対応を行う責務がある

- ① 事故発生防止のための指針を整備すること
- ② 発生時の報告体制と、報告された事実の分析を通じた改善策を職員に対して周知徹底する体制を整備すること
- ③ 事故発生防止のための委員会を開催すること
- ④ 職員に対する研修を実施すること
- ⑤ ①～④を適切に実施するための担当者を置くこと
- ⑥ 損害賠償すべき事態になった場合には速やかに賠償すること

# 報告体制・改善策を周知徹底する体制について

発生時の報告体制と、報告された事実の分析を通じた改善策を職員に対して周知徹底する体制を整備すること

- ① 事故等について報告するための様式を整備する
- ② 事故発生状況や背景の記録し、様式に従って報告する
- ③ 事故防止のための委員会で報告事例を集計、分析する
- ④ 分析結果を基に、再発防止策を検討する
- ⑤ 事例と分析結果、再発防止策を職員に周知徹底する
- ⑥ 再発防止策の効果や改善状況を評価する

# 安全対策体制加算について

## 対象施設:

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、  
介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院

## 算定要件:

- ・5ページの①～⑤を満たすこと
- ・②について、安全対策部門を設置して対応すること
- ・⑤について、関連する外部研修を受講した者を配置すること

①～⑤を実施していない場合、安全管理体制未実施減算の対象

# 事故の未然防止と 事故発生時の対応について



川崎市 健康福祉局 長寿社会部  
高齢者事業推進課 事業者指導係

# 未然防止等の取組について

利用者の安全確保に加え、施設のリスクマネジメントの観点から、事故の未然防止に取り組むことが必要

- ・利用者のリスク要因や変化に応じた介護計画の作成
- ・リスクの発見やヒヤリハット事例の共有と、リスク要因の除去
- ・危険予知や事故防止に関する研修の実施
- ・契約時に事故発生時の対応等を丁寧に説明

過度な対策による利用者の行動制限は不可

# 事故発生時の基本的な対応について

事故による被害を最小限に抑えるとともに、施設の信頼を守るため、迅速かつ適切な対応が必要

- ① 利用者の安全確保（応急処置、救急搬送）
- ② 発生状況の把握と施設内での情報共有
- ③ 家族への報告と丁寧な説明
- ④ 関係機関への報告
- ⑤ 再発防止のための対策の策定と、職員への周知
- ⑥ 被害の補償について交渉

# 事故報告書の提出方法について

川崎市に対する、介護保険施設等における事故報告書の提出は、**オンライン手続かわさき(e-KAWASAKI)**で受け付けています。

下記URLから該当の手続きページに進んで入力・送信してください。

<https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/portal/home>

初回利用時には、新規登録が必要です。

詳しくは、下記の川崎市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000136058.html>

# 事故報告書の提出が必要な範囲について

- ・サービスの提供による、利用者のケガ又は死亡事故の発生
- ・食中毒及び感染症、結核の発生
- ・職員（従業者）の法令違反・不祥事等の発生
- ・誤薬、与薬もれ等
- ・離設・行方不明等
- ・その他、報告が必要と認められる事故の発生

※市への報告が不要な事故についても、施設で記録を作成して、管理してください。

# おわりに

ご清聴いただき、ありがとうございました。